

平成28年第5回邑南町議会定例会(第1日目)会議録

1. 招集年月日 平成28年6月6日(平成28年5月30日告示)

2. 招集の場所 邑南町役場 議場

3. 開 会 平成28年6月6日(月) 午前 9時30分

散会 午前11時33分

4. 応招議員

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	大和 磨美	2 番	瀧田 均	3 番	平野 一成	5 番	和田 文雄
6 番	宮田 博	7 番	漆谷 光夫	8 番	大屋 光宏	9 番	中村 昌史
10 番	日野原 利郎	11 番	清水 優文	12 番	亀山 和巳	13 番	石橋 純二
14 番	山中 康樹	15 番	三上 徹	16 番	辰田 直久		

5. 不応招議員 なし

6. 出席議員 15名

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	大和 磨美	2 番	瀧田 均	3 番	平野 一成	5 番	和田 文雄
6 番	宮田 博	7 番	漆谷 光夫	8 番	大屋 光宏	9 番	中村 昌史
10 番	日野原 利郎	11 番	清水 優文	12 番	亀山 和巳	13 番	石橋 純二
14 番	山中 康樹	15 番	三上 徹	16 番	辰田 直久		

7. 欠席議員 0名

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名

8. 地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	石橋 良治	副 町 長	日高 輝和	総務課長	服部 導士
危機管理課長	朝田 誠司	定住促進課長	原 修	企画財政課長	藤間 修
町民課長	種 由美	税務課長	上田 洋文	福祉課長	沖 幹雄
農林振興課長	植田 弘和	商工観光課長	種 文昭	建設課長	土崎 由文
水道課長	林田 知樹	保健課長	日高 誠	会計課長	飛弾 智徳
羽須美支所長	服部 勲	瑞穂支所長	川信 学	教育委員長	森岡 弘典
教 育 長	土居 達也	学校教育課長	日高 始	生涯学習課長	能美 恭志
監査委員	實田 譲	農業委員会長	田中 正規		

9. 本会議に職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 三上 直樹 事務局調整監 日高 泉

10. 町長提出議案の題目 別紙のとおり

11. 会議録署名議員の氏名

議席	氏 名	議席	氏 名
14 番	山中 康樹	15 番	三上 徹

12. 本日の会議の概要は別紙のとおりである。

平成28年第5回邑南町議会定例会議事日程(第1号)

平成28年6月6日(月) 午前9時30分開議

開会、開議宣告

議事日程の報告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 行政報告

日程第4 報告事項

報告第3号 平成27年度邑南町一般会計繰越明許費の報告について

報告第4号 例月現金出納検査結果報告について

日程第5 議案の上程、説明

議案第70号 専決処分の承認を求めることについて
(邑南町税条例等の一部改正)

議案第71号 専決処分の承認を求めることについて
(邑南町国民健康保険税条例の一部改正)

議案第72号 専決処分の承認を求めることについて
(邑南町固定資産評価審査会委員会条例等の一部改正)

議案第73号 専決処分の承認を求めることについて
(平成27年度邑南町一般会計補正予算第9号)

議案第74号 専決処分の承認を求めることについて
(平成27年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第5号)

議案第75号 専決処分の承認を求めることについて
(平成27年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正
予算第4号)

議案第76号 専決処分の承認を求めることについて
(平成27年度邑南町簡易水道事業特別会計補正予算第5号)

議案第77号 専決処分の承認を求めることについて
(平成27年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第5号)

議案第78号 専決処分の承認を求めることについて
(平成27年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第5号)

- 議案第 79 号 邑南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第 80 号 邑南町証人等の実費弁償に関する条例の一部改正について
- 議案第 81 号 町道路線の廃止について
- 議案第 82 号 町道路線の認定について
- 議案第 83 号 平成 28 年度邑南町一般会計補正予算第 1 号について
- 議案第 84 号 平成 28 年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第 1 号について
- 議案第 85 号 平成 28 年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第 1 号について
- 議案第 86 号 平成 28 年度邑南町簡易水道事業特別会計補正予算第 1 号について
- 議案第 87 号 平成 28 年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第 1 号について
- 議案第 88 号 平成 28 年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第 1 号について

平成28年第5回邑南町議会定例会(第1日目)会議録

平成28年 6 月 6 日(月)

—— 午前9時30分 開会 ——

~~~~~〇~~~~~

### 開会宣告

- 議長(辰田直久) おはようございます、定足数に達しておりますので、ただいまから平成28年第5回邑南町議会定例会を開会いたします。議長の諸般の報告につきましては、お手元に配付したとおりでございますので、ご覧をいただきたいと思います。これより、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。

~~~~~〇~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長(辰田直久) 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。14番、山中議員、15番、三上議員、お願いをいたします。

~~~~~〇~~~~~

### 日程第2 会期の決定

- 議長(辰田直久) 日程第2、会期の決定を議題といたします。お諮りをします。本定例会の会期は、本日6月6日から、6月15日までの10日間としたいと思います。これにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(辰田直久) 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日6月6日から、6月15日までの10日間とすることに決定いたしました。

~~~~~〇~~~~~

日程第3 行政報告

- 議長(辰田直久) 日程第3、行政報告。これより町長に行政報告を行っていただきます。
- 石橋町長(石橋良治) 議長、番外。
- 議長(辰田直久) 石橋町長。
- 石橋町長(石橋良治) 平成28年第5回邑南町議会定例会にあたり、諸議案の説明に先立ちまして、行政報告を申し上げます。まず始めに、熊本地震について申し上げます。この地震により犠牲になられた方々のご冥福を心からお祈りいたしますとともに、被災された皆様にお見舞いを申し上げます。4月14日、16日の2度にわたり最大震度7を記録したこの熊本地震では、5月31日の熊本県の発表によりますと、死者69人、行方不明者1人、重軽傷者1千736人、避難者は最大で約18万4千人、住家被害11万2千967棟、となっておりまして、甚大な被害をもたらしました。現在もなお、余震が続いていまして、避難を余儀なくされておられる方も多くおられ、一日も早い終

息を願っております。この地震にあたり、邑南町では4月18日より本庁、各支所、各公民館及び元気館に義援金箱を設置し住民の皆さんからの義援金を募集しております。回収いたしました義援金の額は現在42万1千40円となり、全額が日本赤十字社島根県支部を經由し熊本県に送られております。また、島根県町村会では4月22日に熊本県町村会へ災害見舞金として100万円送金しておられ、その町村負担金5万円を誠に勝手ではありましたが予備費を使用させていただき支払っております。また、人的支援につきましてもできる限り行っていきたいと考えておりましたが、この度、島根県町村会より被災建築物応急危険度判定士の派遣要請がございましたので、資格をもっています職員1名を派遣できる旨回答したところ、6月28日から7月6日までの間、熊本県大津町へ派遣することが決定いたしました。邑南町には現在のところ活断層はないと伺っていますが、いつ何時、いかなる災害に見舞われるかわからない状況にもあります。町といたしましては、今後、防災計画の見直しを行い、急な災害にも的確に対応できる取り組みを行ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。次に、5月4日に発生いたしました落石事故について申し上げます。羽須美地内の県道浜田作木線で発生しましたこの事故では、18歳の尊い命が犠牲となる大きな事故となりました。町からは、7日の通夜には私と副町長が、また8日の葬儀には副町長が参列させていただき、ご冥福をお祈りしてまいりました。この事故を受け、県はただちに全県下の県が管理する国県道の点検を行ったほか、現地では専門家による詳細な調査も行われました。結果としてただちに危険が及ぶ箇所はないとのことでしたが、県では責任も認められましたので、今後パトロールのあり方や対策工の施行など、適切な対応をなされることと思っております。また、町では管理する町道と農道について、改めて点検を行いました。既に通行止めをしている区間もありますが、今後、同様の事故が発生しないよう対策を講じてまいりたいと思っております。しかしながら、対策工を講じるには多額の予算と期間を必要としますので、今後、国県に対して要望を行っていききたいと考えておりますし、同時に、住民の皆さんには、異常などの情報をお寄せいただくよう、無線放送やケーブルテレビ、町政座談会でお願いしてきているところでございますので、ご理解をいただきたいと思います。次に、消防団長の交代につきまして申し上げます。邑南町消防団の細貝 輝夫（ほそがい てるお） 団長が3月31日付けで退団され、4月1日付けで 熊山 仁志（くまやま ひとし） 副団長が団長に就任されました。細貝前団長の消防団活動は39年の長きにわたり、そのご功労に厚く感謝申し上げますとともに、熊山新団長には、その豊富な経験と知識を活かし、さらなる地域防災力の向上に取り組んでいただけるものと期待をするところでございます。次に、行財政改善の推進について申し上げます。一昨年より進めております行財政改善につきましては、昨年7月16日に邑南町行財政改善審議会から答申をいただき、以後、中堅職員で構成します行財政改善プロジェクトチームで改善方法について協議しておりましたが、3月24日に全9

グループからの結果報告を受けました。今後は、この報告を踏まえ、補助負担金などの特定な科目の具体的な取り組みについて、プロジェクトチームを中心に全庁的な検討を進めてまいります。今後の予定といたしましては、8月末に1次のとりまとめを、11月中には最終のとりまとめを行い、それぞれ議会にはその内容を報告させていただき、来年度当初予算には反映していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。次に、おおなんバス口羽矢上線の運行について申し上げます。この口羽矢上線が、4月1日に運行を開始してからの平均乗車人員は、平日の6時57分 口羽駅発が16名、夕方16時50分 矢上駅発が6名、夕方19時10分 矢上駅発の便が6名で、概ね想定した利用者数で、順調に運行を行っています。次に、三江線問題について、申し上げます。4月21日に、三江線改良利用促進期成同盟会総会があり、平成28年度の事業計画が承認されたほか、三江線問題にかかる検討会議からの報告がありました。「三江線の現状と課題の整理」、「持続可能な地域公共交通のあり方 ① 鉄道としての存続の可能性」について、第4回目の会議までに、検討協議した内容が報告された訳ですが、その後本町では、5月14日に「三江線に関する検討会議の経過報告会」を口羽公民館で開催いたしました。42名の参加があり、経過報告書に基づいて説明を行いましたが、参加者からは「存続に向けて住民からアイデアを出すことも必要である。」「地域活性化について広域連携が必要である。」「バスの方が便利である。」など様々な意見が出されました。これらの意見は、「検討会議」や期成同盟会総会に報告し、反映していきたいと考えています。今後は、現在、「検討会議」で行っている「② 新交通プランの可能性」について、さらには「鉄道としての存続の可能性と、新交通プランの可能性の比較検討を含む総合的な論点整理」について、それぞれ検討会議から同盟会への経過報告を受け、その都度、議会説明・住民説明会を開催する予定であります。

(邑南町版まち・ひと・しごと創生総合戦略について) 次に、邑南町版まち・ひと・しごと創生総合戦略について申し上げます。邑南町版まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる地区別戦略については、12公民館全てから提出があり、それぞれの関係者と協議を進めているところであります。また、地区別戦略を推進する体制として、「島根県中山間地域研究センター」、「島根県立大学連携大学院」といった研究機関などと連携を図りながら、各地区の事業を推進してまいります。今後は、今年度制定した「邑南町地区別戦略実現事業実施要綱」を活用していただき、地域住民組織が主体となって、実現を目指して取り組んでいただくよう願っているところであります。次に、木育について申し上げます。「木育」とは、「木が好きな人を育てる活動」とか、「木にかかわる人を育てる活動」などと言われます。木に触れることで、子どもには感性豊かな心の発達を促すことや、大人には癒しの効果があることが知られています。邑南町としましては、この「木育」を日本一の子育て村構想や林業振興、環境教育などに活かさないだろうかと思い、行政・石見養護学校・矢上高校・有識者の方々と組織を結成し、すでに検討に

入っております。現在検討しているものは、生まれた赤ちゃんに木のおもちゃをプレゼントするというものですが、この他にも、邑南町としてどのようなことができるのか、引き続き検討していきます。なお、7月30日には木のおもちゃを使った木育推進活動を全国的に行っておられます「東京おもちゃ美術館」の多田千尋館長にお越しいただき、講演をいただく予定であります。当日は、多くの方にご参加いただき、木の持つ良さについて一緒に考えていただきたいと思います。次に、地域おこし協力隊について申し上げます。本年4月1日付で、食の人材育成を図るため連携協定を結んでおります「広島酔心調理製菓専門学校」の卒業生2名、「華調理製菓専門学校」の卒業生1名を含む7名を新たに「耕すシェフ」として委嘱し、さらに「アグリ女子」として1名、「アグリ男子」として1名、「農業研修生」を4名委嘱いたしました。6月1日現在では、「耕すシェフ」15名、「アグリ女子」2名、「アグリ男子」1名、「地域クリエイター」1名、「耕すあきんど」2名、「農業研修生」10名、合計で31名が研修を行っております。次に、邑南町国際観光推進員について申し上げます。語学指導等を行う外国青年招致事業により、アメリカのカリフォルニア州出身の女性1名を邑南町国際観光推進員として、4月11日付けで採用いたしました。任期は1年間で、業務といたしましては、モニターツアーの実施や外国人観光客の接遇、イベント時の通訳、外国人観光客向けのパンフレット作成、語学教室などでございます。次に、邑南町東京PRセンター開所式について申し上げます。東京都千代田区秋葉原にあります、株式会社瑞穂商事東京支社の一角を借りて「邑南町東京PRセンター」の開所式を、5月12日現地において開催いたしました。当日は、前復興大臣 衆議院議員 竹下亘様、元環境大臣 衆議院議員 斉藤鉄夫様、外多数のご来賓にご臨席賜り、盛会に開催することができました。同センターでは、首都圏での情報発信や移住・企業の誘致活動を積極的に進め、町を全国にアピールしてまいります。次に、東京農業大学との共同研究について申し上げます。平成27年度から地方創生の一環として東京農業大学と共同で開発してきた「ハーブ塩麴」が完成しました。このハーブ塩麴は、香木の森公園クラフト館、香楽マルシェで販売するとともに、今年度から導入した「耕すシェフ」によるキッチンカーでの料理にも使用し、町の食の魅力を地域に広めてまいります。この取り組みは、これまでの成果を踏まえた新たな6次産業化へ流れとして期待するものでございます。次に、国民健康保険事業について申し上げます。国民健康保険事業につきまして、医療費の動向は依然として予断を許さない状況であり、当初予算の編成にあたっては財源不足が見込まれましたが、国保税の税率改定は行わないこととし、財源不足については一般会計からの繰入金及び基金の取り崩しで対応しております。この度、昨年度の医療費や課税所得額の確定に伴い、本算定における試算を行いました。その結果、医療費は対前年で減少しております、国保税につきましては、わずかではありますが増額が見込まれました。このような状況の中、今回の本算定につきましては、医療費推計で見込みました保険給付費の増加

額も、これまでの医療費の動向にみられます変動状況を踏まえますと、吸収されてしまう額でもありますので、保険給付費につきましては今後の状況をみさせていただきたく、また、国保税につきましては、改めて税率改正をしないことといたしましたので、本算定に伴います国保税率の改正及び補正は行わないこととし、人件費に関する部分のみの補正予算といたしましたので、ご理解をいただきますようお願いいたします。次に、教育委員会関係ですが、まず学校教育課の関係について申し上げます。高齢者叙勲についてですが、5月1日付けで、石見地域井原地区の日野山 義晴（ひのやま よしはる）さんが瑞宝双光章（ずいほうそうこうしょう）を受章されました。これまでのご功績を讃えとともに、心からお慶び申し上げます。次に、島根県の委託事業として本年2月に県内で本町と津和野町の2町が採択された「みんなのまちづくりプロジェクト事業」について申し上げます。児童生徒が身近な地域を素材として、学習意欲や知的好奇心といった「学ぶ力」を育むことを目的として平成28年度と平成29年度の2年間を事業年度として推進していくこととなりました。具体的には、今年度は石見中学校区を推進校区として指定し、日貫小学校に推進のための教員を1名配置しました。総合的な学習や特別活動の時間を効果的に活用し、子どもたち自らが課題を見つけ自ら学ぶための取り組みや地域の大人、行政を巻き込んだ取り組みなどによって主体的・協働的な学びを構築することとしております。成果の発表については、「おおなんドリーム学びの集い」を想定しております。次に、「少子化等に対応した活力ある学校教育推進事業」について申し上げます。この事業は、文部科学省の事業で、採択を目指して事業申請をしておりましたところ、本年3月に全国で8件採択されたうちの一つに採択をされ、今年度から平成30年度までの3年間で事業を実施していくこととなりました。近年、少子化に伴い、地域社会における子どもの社会性育成機能の低下や学校の小規模化に伴う教育上の諸課題がより一層懸念される中、地域の実情に応じた活力ある学校づくりを積極的に検討し、他の模範となるべきモデルを創出する調査研究を行い、少子化に対応した小中学校教育の高度化の取り組みを推進するといった内容です。具体的には、日貫小学校を実施校として、教員1名の加配措置を受けて、小規模校を存続させる場合の教育活動について調査研究することとし、『「知りたい、やってみたい、伝えたい」子どもの思いを育む学校づくり』を調査研究タイトルとして、合同学習・合同活動のための学校間のネットワークの構築や地域の教育資源の発掘等を行うこととしております。取り組みの成果などは町内の学校に波及させていきたいと考えております。次に、生涯学習課について申し上げます。新年度のスタートにあたり生涯学習課内に東京パラリンピック合宿招致推進室を設け、室長、主事、任期付短時間勤務職員の3名体制でスタートいたしました。4月14日には在日フィンランド大使館を訪問し、マヌ・ヴィルタモ大使に、東京パラリンピックゴールボール競技の事前合宿地に立候補することを私から直接伝えました。大使からは歓迎のお言葉と合宿招致に向けての取組みについて指導助言をいただ

きました。また、2020年東京オリンピックパラリンピック開催にむけ参加国との人的・文化的な相互交流を図る地方自治体を全国に広げるための内閣府の事業「ホストタウン構想」の申請を行いました。併せて、5月28・29日、本事業のキックオフイベントとして元ノルディクススキー複合の金メダリスト、荻原健司（おぎわらけんじ）氏を招へいし、フィンランド発祥のノルディクウォーキングの体験会と講演会を開催しました。また、フィンランドのお菓子や小物づくりなどの体験プログラムも実施し多くの皆様にフィンランドの文化を感じていただきました。今後はフィンランド招致に向けて本格的に取り組みを進めてまいります。4月8日、NHKラジオ公開録音「上方演芸会」を元気館で開催したところ320人の観覧者があり、漫才による上方ならではの話芸の素晴らしさを堪能されました。次に、文化財についてですが、5月19日付けで「久喜床屋製錬遺跡」を町の史跡に指定いたしました。また、日貫の「旧山崎家住宅」の屋根改修工事の設計につきましても、4月23日に設計業者と契約を交わし調査設計を開始したところです。次に、邑南町スポーツ推進委員の荒水博昭（あらみずひろあき）氏と澤田誠之（さわだともゆき）氏が平成28年度中国地区スポーツ推進委員協議会表彰を受賞することが決定しましたのでご報告いたします。次に、平成27年度における各会計の決算見込みについてご報告いたします。各会計とも、この5月末日をもって平成27年度の出納閉鎖を行ったところでございます。決算状況につきましては、全ての会計において不足を生じることなく決算ができる見込みでございますが、現段階では未監査ですので、現在把握しています数値を決算見込み額としてご報告申し上げます。まず、一般会計につきましては、歳入総額143億7千192万7千円に対して、歳出総額140億2千75万4千円で、歳入歳出差引3億5千117万3千円の黒字となる見込みですが、繰越明許にかかる翌年度へ繰り越すべき財源4千749万8千円を差し引きますと実質収支は3億367万5千円となる見込みでございます。また、特別会計の歳入歳出差引額につきましても、6会計とも全て黒字となる見込みでございます。内訳でございますが、国民健康保険事業会計が1千439万6千円、国民健康保険直営診療所事業会計が571万2千円、後期高齢者医療事業会計が636万3千円、簡易水道事業会計が455万9千円、下水道事業会計が1千463万円、電気通信事業会計が925万1千円となっております。次に、邑南町発注の公共事業についてでございますが、これは別紙一覧表で発注状況をご報告させていただきますのでそちらをご覧ください。以上、6月議会定例会にあたりましての行政報告とさせていただきます。なお、本定例会に提案いたします議案は、専決処分の承認9件、条例案2件、補正予算案6件、その他案2件、合せ19件としております。何卒、慎重にご審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。

●議長(辰田直久) 以上で町長の行政報告は終了いたしました。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第4 報告事項

- 議長(辰田直久) 日程第4、報告事項。報告第3号、平成27年度邑南町一般会計繰越明許費の報告について、報告第4号、例月現金出納検査結果報告について、以上2件について報告がありました。お手元にその写しを配布しておりますので、ご了承ください。

~~~~~○~~~~~

日程第5 議案の上程、説明

- 議長(辰田直久) 日程第5、議案の上程、説明に入ります。議案第70号、専決処分の承認を求めることについて。議案第71号、専決処分の承認を求めることについて。議案第72号、専決処分の承認を求めることについて。議案第73号、専決処分の承認を求めることについて。議案第74号、専決処分の承認を求めることについて。議案第75号、専決処分の承認を求めることについて。議案第76号、専決処分の承認を求めることについて。議案第77号、専決処分の承認を求めることについて。議案第78号、専決処分の承認を求めることについて。議案第79号、邑南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について。議案第80号、邑南町証人等の実費弁償に関する条例の一部改正について。議案第81号、町道路線の廃止について。議案第82号、町道路線の認定について。議案第83号、平成28年度邑南町一般会計補正予算第1号について。議案第84号、平成28年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号について。議案第85号、平成28年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第1号について。議案第86号、平成28年度邑南町簡易水道事業特別会計補正予算第1号について。議案第87号、平成28年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第1号について。議案第88号、平成28年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第1号について。以上、19議案を一括上程いたします。提出者からの、提案理由の説明を求めます。

~~~~○~~~~

- 石橋町長(石橋良治) 議長、番外。
- 議長(辰田直久) 石橋町長。
- 石橋町長(石橋良治) 議案第70号から議案第72号までの提案理由をご説明申し上げます。まず、議案第70号 専決処分の承認を求めることについてでございますが、これは、地方税法等の改正に伴い、邑南町税条例等について所要の改正を専決処分したものでございます。次に、議案第71号 専決処分の承認を求めることについてでございますが、これは、関係法令の改正に伴い、邑南町国民健康保険税条例の一部改正を専決処分したものでございます。次に、議案第72号 専決処分の承認を求めることについてでございますが、これは、関係法令の改正に伴い、邑南町固定資産評価審査会委員会条例等の一部改正を専決処分したものでございます。以上、詳細につきましては、それぞれ、担当課長から、説明させますので、よろしくお願いいたします。
- 上田税務課長(上田洋文) 議長、番外。

●議長(辰田直久) 上田税務課長。

●上田税務課長(上田洋文) 議 議案第70号 邑南町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。このたびの地方税法等の一部を改正する法律が平成28年3月31日に公布され、4月1日から施行されたことから、地方自治法第179条第1項に基づき3月31日に専決処分により改正したものでございます。それでは、まず新旧対照表に基づいて、ご説明いたします。今回は大きな改正点、趣旨について要旨をご説明いたします。新旧対照表をご覧ください。1/4ページ改正案でございます。第1条、(附則)(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)第10条の2、第8項から第12項について追加するものでございます。再生可能エネルギー発電設備について課税標準を3分の2に3年間軽減するものでございます。第8項は太陽光発電設備、第9項は風力発電設備、第10項は水力発電設備、第11項は地熱発電設備、第12項はバイオマス発電設備について定めるものです。第2条 8/1ページ 附則、(町たばこ税に関する経過措置)第5条をご覧ください。第5条において各表の読み替える字句等の改正を行うものです。(附則)(町たばこ税に関する経過措置)第5条は、旧3級品の製造たばこに係る特例税率を平成28年4月1日から平成31年4月1日までの4年間で4段階によって縮減・廃止等するものです。「エコー、わかば、しんせい、ゴールデンバット、バイオレット、ウルマ」の国産6銘柄について、紙巻きたばこの「国、地方のたばこ税の特例税率」を廃止することとし、旧3級品の町たばこ税をそれぞれの時期に引き上げ(平成31年4月1日)一般品の税率が適用されることとなります。平成28年4月1日 1000本あたり 430円引き上げ 2,925円、平成29年4月1日 // 430円 // 3,355円、平成30年4月1日 // 645円 // 4,000円、平成31年4月1日 // 1,262円 // 5,262円、として一般品の税率が適用されることとなります。以上。改正の内容を説明、ご報告させていただき、地方自治法第179条第3項の規定により議会の承認を求めるものでございます。よろしくお願い申し上げます。

●種町民課長(種由美) 議長、番外。

●議長(辰田直久) 種町民課長。

●種町民課長(種由美) 議案第71号、専決処分の承認を求めることについて、邑南町国民健康保険税条例の一部改正についてご説明申し上げます。この度の改正は、地方税法施行令の一部を改正する政令が平成28年3月31日に公布され、4月1日施行されたことに伴い、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、3月31日に専決処分により改正したものでございます。それでは、改正内容を新旧対照表に基づいてご説明いたします。新旧対照表をご覧ください。第2条第2項は、基礎課税額(医療分)についての規定でございます。ただし書きのところで課税限度額を規定しておりますが、この課税限度額を「52万円」から「54万円」に引き上げる改正でございます。次の第2条第3項は、後期高齢者支援金等課税額についての規定でございます。ただし書きのところで課税限度額を規定

しておりますが、この課税限度額を「１７万円」から「１９万円」に引き上げる改正でございます。続いて、第２３条にまいります。第２３条は、保険税の減額についての規定でございます。第２条第２項及び同条第３項と同じく、基礎課税額(医療分)の課税限度額を「５２万円」から「５４万円」に、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を「１７万円」から「１９万円」にそれぞれ引き上げる改正でございます。次のページにまいります。第２３条第２号は、５割軽減についての規定でございます。軽減対象世帯を拡大するため、軽減対象所得基準額の算定、において、一人当たりの加算額を「２６万円」から「２６万５千円」に改正するものでございます。同条第３号は、２割軽減についての規定でございます。同じく軽減対象世帯を拡大するため、軽減対象所得基準額の算定において、一人当たりの加算額を「４７万円」から「４８万円」に改正するものでございます。条例の改正文にお戻りください。附則でございますが、第１項で施行期日を平成２８年４月１日としております。第２項、適用区分は、平成２８年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成２７年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとしております。以上、改正の内容を説明させていただき、地方自治法第１７９条第３項の規定により議会の承認を求めるものでございます。

よろしくお願いいたします。

●上田税務課長(上田洋文) 議長、番外。

●議長(辰田直久) 上田税務課長。

●上田税務課長(上田洋文) 議案第７２号 邑南町固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。固定資産課税台帳に登録された価格に関する審査申出に対する、行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律により改正された地方税法の規定の適用について、経過措置の明確化を図るため、地方自治法第１７９条第１項に基づき３月３１日に専決処分により改正したものでございます。それでは、改正文に基づいて、ご説明いたします。改正点、趣旨についてご説明いたします。改正文をご覧ください。第１条 固定資産評価審査委員会条例の一部を次のように改正する。第１２条第１項中「前３条」を「第７条から第９条まで」に改める。第２条 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の一部を改正し。適用区分に第２項を加え「(同項後段に) 同日前に公示等がされた場合については、なお従前の例による。」と定めるものです。これにより経過措置の明確化を図るものでございます。以上。改正の内容を説明、ご報告させていただき、地方自治法第１７９条第３項の規定により議会の承認を求めるものでございます。よろしくお願い申し上げます。

●石橋町長(石橋良治) 議長、番外。

●議長(辰田直久) 石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) 議案第７３号から議案第７８号までの提案理由をご説明申し上げます。まず、議案第７３号 専決処分の承認を求めることについてでございますが、これは、

平成27年度邑南町一般会計補正予算第9号により、歳入歳出それぞれ1千93万9千円を減額することについて、専決処分したものでございます。次に、議案第74号 専決処分の承認を求めることについてでございますが、これは、平成27年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第5号により、歳入歳出それぞれ4千9百36万6千円を減額することについて、専決処分したものでございます。次に、議案第75 専決処分の承認を求めることについてでございますが、これは、平成27年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第4号により、歳入予算を組み替えることについて、専決処分したものでございます。次に、議案第76号 専決処分の承認を求めることについてでございますが、これは、平成27年度邑南町簡易水道事業特別会計補正予算第5号により、歳入歳出それぞれ2百88万6千円を減額することについて、専決処分したものでございます。次に、議案第77号 専決処分の承認を求めることについてでございますが、これは、平成27年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第5号により、歳入歳出それぞれ3百69万4千円を減額することについて、専決処分したものでございます。次に、議案第78号 専決処分の承認を求めることについてでございますが、これは、平成27年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第5号により、歳入歳出それぞれ43万7千円を減額することについて、専決処分したものでございます。以上、詳細につきましては、それぞれ、担当課長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

●**藤間企画財政課長(藤間修)** 議長、番外。

●**議長(辰田直久)** 藤間企画財政課長。

●**藤間企画財政課長(藤間修)** 議案第73号、専決処分の承認を求めることについて、平成27年度一般会計補正予算第9号についてご説明申しあげます。予算書の1ページをお開きください。第1条の歳入歳出予算の補正額でございますが、歳入歳出それぞれ1千93万9千円を減額しまして、歳入歳出予算の総額を127億7千967万1千円とするものでございます。歳入歳出予算補正の区分及び金額につきましては、2ページから6ページの「第1表歳入歳出予算補正」に記載しております。なお、詳細につきましては、後ほど事項別明細書の方でご説明申しあげます。第2条地方債の補正でございますが、ページをめくっていただきまして7ページをお開きください。第2表地方債補正でございます。事業費の確定に伴う限度額の補正となっております。表の上の方から、町営バス整備事業以下、事業費の最終見込み額により、それぞれ増減しております。下から3行目の災害起債以外は全て減額でございます。以上、変更分は合計で5千590万円減額の13億4千230万円でございます。次に補正予算の内容を「予算に関する説明書」の事項別明細書で説明させていただきます。「予算に関する説明書」の5ページをお開きください。はじめに、歳入でございます。1款町税でございますが、1項町民税から4項市町村たばこ税まで、収納実績に基づく最終見込み額により補正をしております。2項固定資産税償却資産の1千455万3千円増額は誘致企業の償却が伸びたための増です。5ページから9ページ

でございますが、2款地方譲与税、3款利子割交付金4款配当割交付金、5款株式譲渡所得割交付金、6款地方消費税交付金、8款自動車取得税交付金につきましては、交付額の確定による補正でございます。9ページをお開きください。10款地方交付税でございますが、特別交付税を1億7千778万1千円増額補正しております。これは地方公共団体の特別な財政事情などに基づいて交付されるものでございます。（3月20日総務省で配分額が決定されたものです。）11款交通安全対策特別交付金につきましては、交付額の確定による補正でございます。12款分担金及び負担金でございますが、農業費分担金につきましては、県営中山間整備事業の繰越による負担金の減額補正、他は決算見込み額による補正でございます。11ページをお開きください。（11ページ）13款使用料及び手数料につきましても、決算見込み額による補正でございます。続きまして、14款国庫支出金、及び15款県支出金でございますが、11ページから15ページまで続けておりますが、国及び県からの交付決定を受け、それぞれ補正をしております。これらは各事業の財源補正となっております。13ページをお開きください。（13ページ）15款県支出金2項のうち下から2段目 農業費補助金が7千万円余り減額となっておりますが、これは農地の集積が進まなかったことと、畜産クラスターについては、補助枠がもらえず、全額減額となっております。15ページをお開きください。（15ページ）中程17款寄附金でございますが、一般寄附金として作曲家の故伊藤宜二氏に係る著作権収入76万2千円とライオンズクラブから石見中学校への寄付50万円を計上しております。18款繰入金でございます。財政調整基金からの繰入につきまして、財源の確保ができましたので7千292万2千円を減額補正するものでございます。17ページをお開きください。（17ページ）20款5項雑入につきましては、過年度のいこいの村及び霧の湯の雷被災による保険金が入ったことによる1千938万6千円の増額補正が大きなものでございます。21款町債でございますが、先ほど地方債補正のところでご説明申しあげましたとおりでございますので説明は省略させていただきます。次に、歳出を説明させていただきます。21ページをお開きください。今回の補正につきましては、主に、国県支出金及び地方債などの対象事業の決算見込みに伴い、財源の調整または事業費の減額補正を行ったものでございます。はじめに、2款1項総務管理費の1一般管理費でございます。減債基金管理費で1億3千133万4千円の増額補正でございますが、過疎ソフトの後年度負担に備えて基金の積み立てを行うものでございます。また、過年度分地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金ですが、過年度分の繰り越し事業実績に伴う返還金でございます。6企画費以下は、決算見込みに伴う減額及び財源の更正でございます。23ページをお開きください。（23ページ）3款民生費につきましても、それぞれ事業費の決算見込み額に基づく減額補正でございます。社会福祉総務費でございますが、国民健康保険事業特別会計繰出金を507万5千円増額計上しております。くるみ邑美園費は派遣職員の人件費が下がった為の指定管理料の減です。介護保険事業費は邑智郡総合事務組合負担金はマイナンバ

一制度の情報収集を国を通さず邑智郡内で行うことになったため、事業費減による負担金の減額です。2項児童福祉費くるみ学園費は法人の人件費が下がったため、差額の負担金増です。4款衛生費につきましても、それぞれ事業費の決算見込み額に基づく減額補正でございます。衛生費では、簡易水道事業等の特別会計繰出金が、478万6千円の減額でございます。国民健康保険事業の特別調整交付金が262万7千円増に伴う直営診療所事業特別会計への繰出し金の減です。25ページをお開きください。（25ページ）下段6款農林水産業費でございますが、農業振興費で、機構集積協力金交付金事業が農地集積が進まなかったため、4千45万2千円の減額、27ページをお開きください。畜産業費は補助金の配分枠がなかったための2千9百万円全額減でございます。29ページをお開きください。（29ページ）8款土木費で、下水道事業特別会計繰出金（特定環境保全公共下水道）を313万8千円減額計上しております。以下決算見込みに伴う減額及び財源の更正でございます。31ページをお開きください。（31ページ）8款土木費の続きでございますが、決算見込みに伴う減額及び財源更正でございます。（31ページ）9款消防費でございます。常備消防費で江津邑智消防組合負担金でございますが、組合の消防車整備の額が確定したための258万4千円の減額、防火水槽設置事業費も工事費の確定で190万円の減額でございます。10款教育費1項教育総務費でございます。事務局費の負担金補助及び交付金として126万3千円の増額補正を計上しておりますが、歳入の寄付金のところでご説明いたしました故伊藤亘二氏に係る著作権収入とライオンズクラブの寄付を財源とするそれぞれ瑞穂小学校及び石見中学校補助金でございます。スクールバス車両整備事業費は事業費の確定による215万円の減額と国庫支出金と起債の財源更正でございます。33ページをお開きください。（33ページ）10款教育費の続きでございますが、事業費の決算見込みに基づく減額補正及び財源の更正でございます。下段4項図書館費システム更新に伴うリース料が548万7千円減です。35ページをお開きください。（35ページ）11款災害復旧費につきましては、国の支出金及び地方債の財源更正でございます。以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので同条第3項の規定によりこれを報告し議会の承認を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

●種町民課長(種 由美) 議長、番外。

●議長(辰田直久) 種町民課長。

●種町民課長(種 由美) 議案第74号、専決処分の承認を求めることについて、平成27年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第5号についてご説明申し上げます。予算書の1ページをお開きください。歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ4千936万6千円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ16億1千113万円とするものでございます。詳細につきましては、予算に関する説明書の事項別明細書4ページをお開きください。はじめに、歳入でございます。1款国民健康保険税につきましては、いず

れも収入実績に伴う補正でございまして、594万5千円の増額でございます。4款国庫支出金につきましては、1項の国庫負担金が実績に伴う補正で、484万6千円増額でございます。6ページをお開きください。2項の国庫補助金につきましても実績に伴う補正でございまして、373万5千円増額でございます。5款県支出金でございますが、1項の県負担金は、実績に伴い5万1千円の増額、2項の県補助金につきましては、114万9千円の減額補正でございます。8ページをお開きください。6款共同事業交付金でございますが、実績に伴い2千213万1千円増額でございます。7款財産収入でございますが、国民健康保険事業基金利子を実績により、1千円減額しております。8款療養給付費交付金でございますが、交付額の確定に伴い、4千866万9千円減額しております。9款繰入金でございますが、1項基金繰入金、535万6千円増額しております。次に、10ページをお開きください。2項他会計繰入金につきましても507万5千円の増額でございます。11款諸収入でございますが、第三者行為償還金などの交付がございまして、132万3千円の増額でございます。12款前期高齢者交付金でございますが、4,800万9千円減額でございます。次に、12ページをお開きください。歳出でございます。2款保険給付費でございますが、1項療養諸費につきましては、実績に基づき、2千939万3千円減額でございます。2項高額療養費につきましては、14ページをお開きください。実績に基づき、319万8千円の減額でございます。3項助産諸費につきましても42万円減額でございます。4項葬祭諸費につきましても24万円減額でございます。いずれも実績に基づくものでございます。16ページをお開きください。4款介護納付金でございますが、13万2千円減額でございます。18ページをお開きください。6款共同事業拠出金でございますが、確定に伴い、1千856万3千円減額でございます。9款諸支出金でございますが、1項償還金及び還付加算金につきましては、償還金の確定により4万7千円減額しております。3項繰出金につきましては、直営診療所事業特別会計繰出金でございますが、特別調整交付金のうち、へき地直営診療所運営費分が262万7千円増額になりましたので、同額を繰出金に計上しております。以上でございます。《続いて、議案第75号の説明をするため、「以上、地方自治法第179条第3項の規定により、議会の承認を求めるものでございます。」は省略》続きまして、議案第75号、専決処分の承認を求めることについて、平成27年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第4号についてご説明申し上げます。予算書の1及び2ページをご覧ください。今回の補正は、歳入予算の組み替えによるものでございますので、歳入歳出予算総額の増減はございません。詳細につきましては、予算に関する説明書の事項別明細書、2ページをお開きください。歳入の3款、繰入金でございますが、一般会計繰入金につきまして、阿須那診療所運営費補てん分を262万7千円減額しております。事業会計繰入金は、特別調整交付金に算入されました、へき地直営診療所運営費分の増額分262万7千円を国保会計から繰入れております。以上、地方自治法第179条第3項の規定により議会の承



認を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

●林田水道課長(林田知樹) 議長、番外。

●議長(辰田直久) 林田水道課長。

●林田水道課長(林田知樹) 議案第76号 専決処分の承認を求めることについて、平成27年度簡易水道事業特別会計補正予算第5号についてご説明申し上げます。予算書の1ページをお開きください。第1条の歳入歳出予算の補正額でございますが、歳入歳出それぞれ2百88万6千円を減額しまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ、6億5千4百85万4千円とするものでございます。歳入歳出予算補正の区分及び金額につきましては、2ページから3ページの「第1表歳入歳出予算補正」に記載しております。なお、詳細につきましては、後ほど事項別明細書の方でご説明申し上げます。第2条地方債の補正でございますが、ページをめくっていただきまして4ページをお開きください。第2表地方債の補正でございます。事業費の確定に伴う限度額の補正となっております。簡易水道事業費の最終見込み額により、減額しております。以上、変更分は70万円減額の1億5千9百80万円でございます。次に補正予算の内容を「予算に関する説明書」の事項別明細書で説明させていただきます。「予算に関する説明書」の4ページをお開きください。はじめに、歳入でございます。2款使用料及び手数料でございますが、収納実績に基づく最終見込額により補正をしております。5款繰入金につきましては、事業費の確定による補正でございます。8款町債につきましては、先ほど地方債のところの説明しておりますので省略いたします。次に、歳出を説明させていただきます。6ページをお開きください。2款1項簡易水道事業費の、1施設整備事業費でございます。日貫浄水場改良事業で工事費の確定で68万6千円の減額でございます。4款1項公債費でございます。償還金の利息の変動により2百20万円の減額補正でございます。以上、地方自治法第179条第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。つづきまして、議案第77号 専決処分の承認を求めることについて、平成27年度下水道事業特別会計補正予算第5号についてご説明申し上げます。予算書の1ページをお開きください。第1条の歳入歳出予算の補正額でございますが、歳入歳出それぞれ3百69万4千円を減額しまして、歳入歳出予算の総額を9億2千7百98万9千円とするものでございます。歳入歳出予算補正の区分及び金額につきましては、2ページから3ページの「第1表歳入歳出予算補正」に記載しております。なお、詳細につきましては、後ほど事項別明細書の方でご説明申し上げます。第2条地方債の補正でございますが、ページをめくっていただきまして4ページをお開きください。第2表地方債補正でございます。事業費の確定に伴う限度額の補正となっております。生活排水処理事業費及び下水道事業費の最終見込み額により、減額しております。以上、変更分は2百80万円減額の1億8千3百20万円でございます。次に補正予算の内容を「予算に関する説明書」の事項別明細書で説明させていただきます。「予算に関する説明書」の4ページをお開きください。(4ページ)

はじめに、歳入でございます。1 款 1 項分担金でございますが、新規下水道加入実績により補正をしております。次に 2 款 1 項手数料でございますが、収納実績に基づく最終見込額により補正をしております。次に 3 款国庫補助金、6 款繰入金につきましては、事業額の確定による補正でございます。6 ページをお開きください。9 款町債につきましては、先ほど地方債のところで説明しておりますので省略いたします。次に、歳出を説明させていただきます。8 ページをお開きください。1 款衛生費でございます。工事費の確定で、3 百 1 8 万 7 千円の減額でございます。次に、3 款土木費でございます。工事費の確定で、5 0 万 7 千円の減額でございます。以上、地方自治法第 1 7 9 条第 3 項の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

●服部総務課長(服部導士) 議長、番外。

●議長(辰田直久) 服部総務課長。

●服部総務課長(服部導士) 議案第 7 8 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 2 7 年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第 5 号について、ご説明いたします。予算書の 1 ページをお開きください。歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 43 万 7 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 4 億 8 千 445 万 6 円とするものでございます。第 2 条、地方債補正は 4 ページをご覧ください。情報基盤整備事業債を確定により 510 万円減額し 1 千 370 万円としております。詳細につきましては、事項別明細書の 4 ページ・5 ページをお開きください。この度の補正は、歳入歳出の確定により最終の調整を行ったものでございます、まず、歳入でございますが、6 款の繰入金の基金繰入金につきましては、次の町債の確定により減額部分を補てんするため 466 万 3 千円の増額でございます。次に、9 款の町債につきましては、確定により 510 万円の減額でございます。次に、6 ページ・7 ページをお開きいただき、歳出でございます。2 款の電気通信事業費でございますが、放送設備整備事業費につきましては、自主放送自動送出装置の購入費が確定したことにより 43 万 2 千円の減額、広域連携ネットワーク機器整備事業につきましても、機器の購入費が確定したことにより 5 千円の減額でございます。以上、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、専決処分いたしましたので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し承認を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

●石橋町長(石橋良治) 議長、番外。

●議長(辰田直久) 石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) 議案第 7 9 号から議案第 8 0 号までの提案理由をご説明申し上げます。まず、議案第 7 9 号 邑南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について でございますが、これは、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴う改正でございます。次に、議案第 8 0 号、邑南町証人等の実費弁償に関する条例の一部改正について でございますが、これは農業委員会等に関する法律の一部改正に伴う改正でございます。以上、詳細につきましては、それぞれ、担当

課長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

●**沖福祉課長(沖幹雄)** 議長、番外。

●**議長(辰田直久)** 沖福祉課長。

●**沖福祉課長(沖幹雄)** 議案第79号、邑南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてご説明申し上げます。「邑南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」は、児童福祉法に定める家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の設備及び運営に関する基準を定めているものでございます。今回改正しようとするのは、小規模保育事業と事業所内保育事業にかかる部分でございます。新旧対照表をご覧ください。まず、2枚目の、12分の2ページから3ページにかけての改正の部分、アンダーラインの部分でございますが、これは建築基準法施行令の改正で、特別非常階段に係る部分の記述が変更されたことにより、国の小規模保育事業に係る基準が改正されたため、本町の条例も改正しようとするものでございます。次に12分の4ページをお開き下さい。第29条第3項でございますが、「准看護師」の職を加えようとするものでございます。これまで小規模保育所事業所A型における保育士数を算定する際、「保健師又は看護師を1人に限り保育士とみなす」という規定がありましたが、これに、新たに准看護師が加わるものでございます。これも国の基準の改正によるものでございます。続いて12分の5ページでございます。第31条第3項で、小規模保育所事業所B型におきましても准看護師を加えるものでございます。続いて12分の7ページでございます。これは、事業所内保育事業所に係る規定でございますが、これも、建築基準法施行令の改正に伴う改正でございます。次に12分の8ページですが、第44条第3項で、保育所型事業所内保育事業所におきましても准看護師を加えるものでございます。次に12分の9ページでございますが、第47条第3項で、小規模型事業所内保育所につきましても准看護師を加えるものでございます。続いて附則の改正でございます。まず、12分の9ページから10ページ、11ページにかけてでございます。これまで附則の部分は、項だてしておりましたが、国の基準どおり条だてにしようとするものでございます。今後の改正に備えるものでございます。第1項から第5項までを、それぞれ第1条から第5条としております。続いて、12分の11ページ後半から12ページでございます。新たに第6条から第9条を加えるものでございます。いずれも、国の基準の改正によるものでございます。まず、第6条でございますが、第29条第2項、第44条第2項に規定する保育士について、各号で計算した合計数が1となる場合は、配置される保育士は1人以上とすることができるという特例規定でございます。ただし、その際、保育士の配置が1人となる場合は、その保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると町長が認めるものの配置を義務づけるものでございます。続いて第7条でございますが、第29条第2項、第44条第2項に規定する保育士の数の算定については幼稚園教諭もしくは小学校教諭または養護教諭の普通免許状を有する者を、保育士とみなすこと

ができるという特例規定でございます。続いて第8条でございますが、小規模保育事業所A型又は保育所型事業所内保育事業所において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が、利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第29条第2項または第44条第2項に規定する保育士の数の算定について、保育士と同等の知識及び経験を有すると町長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができるという特例規定でございます。続いて第9条でございますが、ただいま説明いたしました附則第7条と附則第8条の規定を適用する際の保育士数の条件について規定するものでございます。本文にもどっていただきまして、最後の附則のところですが、この条例は公布の日から施行するとしております。以上よろしく願いいたします。

●**植田農林振興課長(植田弘和)** 議長、番外。

●**議長(辰田直久)** 植田農林振興課長。

●**植田農林振興課長(植田弘和)** 議案第80号、邑南町証人等の実費弁償に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。新旧対照表をご覧ください。この度の改正は、条例第1条に定める実費弁償を支給する者のうち、第6号の農業委員会の要求に応じ出頭した場合の規程の部分でございまして、出頭する根拠となる農業委員会等に関する法律が改正され、従来は「第29条第1項」を根拠としていたものが「第35条第1項」になったため、改正を行うものでございます。なお、この条例の施行期日につきましては「公布の日から」としております。以上、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしく願いいたします。

●**石橋町長(石橋良治)** 議長、番外。

●**議長(辰田直久)** 石橋町長。

●**石橋町長(石橋良治)** 議案第81号から議案第82号までの提案理由をご説明申し上げます。まず、議案第81号、町道路線の廃止についてでございますが、これは、町道3路線を廃止しようとするものでございます。次に、議案第82号 町道路線の認定についてでございますが、これは、新規に5路線を認定しようとするものでございます。詳細につきましては、建設課長から説明させますので、よろしく願いいたします。

●**土崎建設課長(土崎由文)** 議長、番外。

●**議長(辰田直久)** 土崎建設課長。

●**土崎建設課長(土崎由文)** 議案第81号 議案第82号 町道路線の廃止及び認定について、ご説明申し上げます。今回上程致します議案は、起点又は終点の変更により廃止及び認定の2重の手続きをするものが3路線、県道からの移管により新たに認定をするものが2路線、合計5路線でございます。議案第81号 町道路線の廃止についてでございます、路線廃止調書をご覧ください。整理番号1鹿子原線は町道鹿子原光沢谷線より分岐し、向

(むか)火(び)(森上秀雄)を經由し、香木の森駐車場付近までの路線を、起点の変更のため廃止するものでございます。整理番号2鹿子原光沢谷線は浜田作木線から分岐し荻原地内集会所前から光沢谷を經由し、鹿子原地内までの路線を、終点変更のため廃止するものでございます。整理番号3、伊矢谷線は、町道鉄穴原正岡線から分岐し伊矢谷橋を經由し金町付近までを、起点の変更のため廃止するものでございます。続きまして議案第82号路線の認定についてでございます、認定調書をご覧ください。整理番号1 伏谷木屋線は主要地方道浜田作木線 伏谷トンネルの完成により旧道となった部分、887mを新たに町道とするものでございます。整理番号2雪田曲淵線は主要地方道浜田作木線 雪田トンネルの完成により旧道となった部分、315.5mを新たに町道とするものでございます。整理番号3鹿子原線は鹿子原光沢谷線の終点部分100mを取り込むため、起点の変更を行うものでございます。整理番号4鹿子原光沢谷線は終点から727.6m区間を廃止、うち100mを町道鹿子原線に編入、残る627.6mを農道に編入換えを行うため終点を変更するものでございます。この農道につきましては今後県営農道事業で整備を行う予定としております。整理番号5伊矢谷線は農道52.3mを町道に編入換えを行うため起点を変更するものでございます。各調書の後に、路線図を添付しておりますのでご覧ください。以上、道路法第10条第1項の規定により、町道の路線を廃止及び認定したいので、同法第10条第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

●石橋町長(石橋良治) 議長、番外。

●議長(辰田直久) 石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) 次に、議案第83号から第88号までの提案理由をご説明申し上げます。議案第83号 平成28年度邑南町一般会計補正予算第1号は、歳入歳出それぞれ78万7千円減額するものでございます。議案第84号 平成28年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号は、歳入歳出それぞれ5百92万7千円追加するものでございます。議案第85号 平成28年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第1号は、歳入歳出それぞれ12万7千円追加するものでございます。議案第86号 平成28年度邑南町簡易水道事業特別会計補正予算第1号は、歳入歳出それぞれ5百69万3千円減額するものでございます。議案第87号 平成28年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第1号は、歳入歳出それぞれ9百37万4千円追加するものでございます。議案第88号 平成28年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第1号は、歳入歳出それぞれ10万追加するものでございます。詳細につきましては、それぞれ、担当課長から説明させますのでよろしくお願いいたします。

●藤間企画財政課長(藤間修) 議長、番外。

●議長(辰田直久) 藤間企画財政課長。

●藤間企画財政課長(藤間修) 議案第83号 平成28年度一般会計補正予算第1号についてご説明申しあげます。予算書の1ページをお開きください。第1条の歳入歳出予算の

補正額でございますが、歳入歳出それぞれ78万7千円を減額しまして、歳入歳出予算の総額を114億3千221万3千円とするものでございます。歳入歳出予算補正の区分及び金額につきましては、2ページから4ページの「第1表歳入歳出予算補正」に記載しております。なお、詳細につきましては、事項別明細書の方でご説明申しあげます。「予算に関する説明書」の4ページをお開きください。はじめに、歳入でございます。14款国庫支出金でございますが、総務費委託金は米軍機等騒音対策関係の委託金20万円が防衛省から交付されるものです。続いて教育費委託金 少子化等に対応した活力ある学校教育推進事業委託金は本年3月に採択されたもので「小規模校を存続させる場合の教育活動の高度化」という調査研究テーマで 日貫小学校を実施校として 全国8校指定を受け 平成28年度から30年度まで3年間 10/10交付されるものでございます。続いて15款県支出金でございます。島根県地域医療教育推進事業費補助金は町内11小中学校児童生徒に島根県の地域医療について学んでもらい、医療従事者を目指す契機としてもらうための事業費補助で99万2千円10/10補助金です。これも当初予算編成時に県の方針が確定していなかったため今回補正にあげたものです。続いて3項委託金です。みんなのまちづくりプロジェクト事業委託金は本年2月に採択されたもので 児童生徒が身近な地域を素材として、公民館等大人とともに街づくりに参画し、学習意欲や知的好奇心といった「学ぶ力」を育む事業で 石見中学校区を推進校区として指定し本年度は日貫小学校に教員1名の加配を受け 平成28年度から29年度まで2年間 10/10交付されるものです。続いて18款繰入金です。財政調整基金繰入金を当初1億4千362万6千円見込んでおりましたが、今回793万9千円繰入を減額するものでございます。6ページをお開きください。20款諸収入の雑入でございます。これは国際交流事業でミャンマー国の福祉関係の人材育成としてミャンマー国から本町へ来てもらい 町内の福祉施設で研修をしてもらう 事業費助成金296万円 財団法人自治体国際化協会助成10/10交付されるものです。8ページをお開きください。続いて歳出でございますが、今回の補正は人件費の組み換えが主なものでございます。総額では特別会計も含め約3千280万円余りの減額でございます。給料が約750万円、退職手当負担金が約1千50万円、追加費用負担金が約1千9百万円それぞれ減額となっております。共済費につきましては共済組合保険と社会保険との一元化により負担率が当初見込みより減になった為でございます。8～9ページ人件費補正でございます。10ページをお開きください。10～11ページ主に人件費補正でございますが、3款民生費 社会福祉総務費に歳入の説明で申し上げました、ミャンマーとの福祉関係の交流事業296万1千円を計上しております。また特別会計への人件費関係の繰出し金を計上しております。12ページをお開きください。12～13ページ人件費補正でございます。14ページをお開きください。14～15ページこれも人件費補正でございます。16ページをお開きください。16～17ページこれも人件費補正でございますが、6款農林水産業費の下段 治山費に林地崩壊防止事業の布施地区

1 件分の測量設計費 4 1 万円を計上しております。1 8 ページをお開きください。1 8 ～ 1 9 ページこれも人件費補正でございますが、8 款土木費の最下段住宅政策費 多世代同居の新築、増改築への補助及び空き家改修への補助が当初 5 件 5 百万円ずつ計上していましたが、すでにそれを超えた需要がありましたので、それぞれ 7 件 7 百万円ずつ増額補正でございます。2 0 ページをお開きください。2 0 ～ 2 1 ページ 9 款消防費 下段防災費 2 0 万円 歳入の説明で申し上げました、防衛省からの委託金で 米軍機等騒音対策事務費として職員の手当等を計上しております。1 0 款教育費は これも歳入の説明で申し上げました、地域医療教育推進事業費は町内 1 1 小中学校児童生徒に島根県の地域医療について学んでもらい、医療従事者を目指す契機としてもらうための事業費です。続いてみんなのまちづくりプロジェクト事業費は 児童生徒が公民館等大人とともに街づくりに参画し、学習意欲や知的好奇心といった「学ぶ力」を育む事業です。続いて少子化等に対応した活力ある学校教育推進事業費は「小規模校を存続させる場合の教育活動の高度化」という調査研究テーマで 日貫小学校で事業を実施するものでございます。2 2 ページをお開きください。2 2 ～ 2 3 ページ中段小学校費及び下段中学校費は任期付短期間勤務職員の校務員が中学校から小学校へ異動したための賃金の組換えでございます。2 4 ページをお開きください。2 4 ～ 2 5 ページ下段保健体育総務費パラリンピック招致活動費 6 9 8 万 3 千円、これは招致の交涉及びキャンプ地の誘致並びに福祉、教育の交流を目的として、フィンランドの I O C、視覚障がい者協会及びゴールボール協会等へ出向く旅費等を計上しております。以上、地方自治法第 9 6 条第 1 項の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

●種町民課長(種 由美) 議長、番外。

●議長(辰田直久) 種町民課長。

●種町民課長(種 由美) 議案第 8 4 号、平成 2 8 年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第 1 号についてご説明申し上げます。 予算書の 1 ページをお開きください。歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ 5 9 2 万 7 千円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ 1 6 億 4 9 2 万 7 千円とするものでございます。詳細につきましては、予算に関する説明書の事項別明細書 4 ページをお開きください。はじめに、歳入でございます。9 款の繰入金でございますが、1 項基金繰入金、国民健康保険事業基金繰入金を 7 万 3 千円増額しております。2 項他会計繰入金、一般会計繰入金につきまして、4 月の人事異動に伴い、5 8 5 万 4 千円増額補正としております。次に、6 ページをお開きください。歳出でございます。1 款の総務費でございますが、1 項総務管理につきまして、人事異動により、職員給与費を 5 7 8 万 2 千円増額しております。5 款の保健事業費でございますが、1 項保健事業費につきまして、保健普及事務費を 1 4 万 5 千円増額しております。以上でございます。《続いて、議案第 8 5 号にいく》以上、地方自治法第 9 6 条第 1 項の規定により議会の議決を求めるものでございます。続きまして、議案第 8 5 号、平成 2 8 年

度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第1号についてご説明申し上げます。予算書の1ページをお開きください。歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ12万7千円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ5千712万7千円とするものでございます。詳細につきましては、予算に関する説明書の事項別明細書4ページをお開きください。まず、歳入でございます。3款の繰入金でございますが、2項他会計繰入金につきまして、阿須那診療所運営費補てん分を12万7千円増額しております。次に、6ページをお開きください。歳出でございます。1款の総務費でございますが、1項施設管理費、阿須那診療所管理費につきまして、一般管理費、職員給与費、合わせて12万7千円増額しております。以上、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

●林田水道課長(林田知樹) 議長、番外。

●議長(辰田直久) 林田水道課長。

●林田水道課長(林田知樹) 議案第86号、平成28年度簡易水道事業特別会計補正予算第1号についてご説明申し上げます。予算書の1ページをお開きください。第1条の歳入歳出予算の補正額でございますが、歳入歳出それぞれ5百69万3千円を減額しまして、歳入歳出予算の総額を6億4千3百30万7千円とするものでございます。これは、4月の人事異動に伴う人件費の補正でございます。歳入歳出予算補正の区分及び金額につきましては、2ページから3ページの「第1表歳入歳出予算補正」に記載しております。詳細につきましては、事項別明細書の4ページをお開きください。歳入で、5款繰入金、一般会計繰入金を5百69万3千円減額しております。6ページをお開きください。次に、歳出を説明させていただきます。1款総務費、一般管理費の職員給与費を、5百69万3千円減額しております。続きまして、議案第87号 平成28年度下水道事業特別会計補正予算第1号についてご説明申し上げます。予算書の1ページをお開きください。第1条の歳入歳出予算の補正額でございますが、歳入歳出それぞれ9百37万4千円を増額いたしまして、歳入歳出予算の総額を8億5千3百37万4千円とするものでございます。これは、4月の人事異動に伴う人件費の補正でございます。歳入歳出予算補正の区分及び金額につきましては、2ページから3ページの「第1表歳入歳出予算補正」に記載しております。詳細につきましては、事項別明細書の4ページをお開きください。歳入で、6款繰入金、一般会計繰入金を9百37万4千円増額しております。6ページをお開きください。次に、歳出を説明させていただきます。1款衛生費、生活排水処理事業一般管理費の職員給与費を、3万9千円増額、2款農林業費、農業集落排水事業一般管理費の職員給与費を7百13万1千円増額、3款土木費、下水道事業一般管理費を2百20万4千円増額し、合計9百37万4千円の増額でございます。以上、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

●服部総務課長(服部導士) 議長、番外。



●議長(辰田直久) 服部総務課長。

●服部総務課長(服部導士) 議案第88号、平成28年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第1号について、ご説明いたします。予算書の1ページをお開きください。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ4億4千401万円とするものでございます。詳細につきましては、事項別明細書の4ページ・5ページをお開きください。この度の補正は、他会計と同様に人件費の修正を行い、繰入金により調整を行っておりますが、歳入でございますが、6款の繰入金の一般会計繰入金につきましては、人件費の修正に充てるため1万円の増額でございます。次に、6ページ・7ページをお開きいただき、歳出でございます。1款の総務費の一般管理費でございますが、給料が3万7千円の増額、職員手当等が4万6千円の増額、共済費が7万3千円の減額でございます。以上、平成28年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第1号につきまして、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

●議長(辰田直久) 以上で執行部の説明は終了いたしました。

~~~~~○~~~~~

散会宣告

●議長(辰田直久) 以上で、本日の日程はすべて議了いたしました。本日は、これにて散会といたします。大変ご苦労さまでした。

—— 午前11時33分 散会 ——

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員